



東電旧経営陣賠償命令

株主代表訴訟、東京地裁が判決

4人に13兆円

東京電力福島第1原発事故を巡り、東電の株主が旧経営陣5人に対し、津波対策を怠ったために廃炉費用などで会社に巨額の損害を与えたとして、東電へ総額22兆円を賠償するよう求め



勝俣恒久元会長



清水正孝元社長



武黒一郎元副社長



武藤栄元副社長

た株主代表訴訟の判決で、東京地裁(朝倉佳秀裁判長)は13日、4人に計13兆円余りの支払いを命じた。東電旧経営陣の賠償責任を認める初めての司法判断で、原発事業者の経営に影響を与えそうだ。

トップとして、武黒一郎元副社長(76)、武藤栄元副社長(72)、小森明生元常務(69)は原子力部門幹部としての責任が焦点になった。小森氏を除く4人に賠償責任を認められた。勝俣氏、武黒氏、武藤氏は事故を巡り業務上過失致死傷罪で強制起訴され、一

東電株主代表訴訟の経過

- 2011年3月11日 ▶ 東日本大震災発生。東京電力福島第1原発に津波が襲来
- 12年3月 ▶ 東電の株主が歴代経営陣27人に総額約5兆5000億円を会社に賠償するよう求め東京地裁に提訴
- 16年9月 ▶ 廃炉作業などで東電の損失が拡大しているとして、株主側が請求額を約9兆円に変更
- 17年4月 ▶ 株主側が22人への訴えを取り下げ、被告は5人に。その後、賠償請求額を22兆円に増やす
- 19年9月 ▶ 業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の旧経営陣3人に東京地裁が無罪判決
- 21年10月 ▶ 株主代表訴訟で裁判長らが福島第1原発の敷地内を視察
- 22年7月13日 ▶ 東京地裁が旧経営陣4人に計13兆円余りの賠償命令

株主代表訴訟 会社法に基づき株主が会社に代わり、取締役などの責任を追及する訴訟。義務を果たさず会社に損害を与えたなどと株主が判断した場合、賠償金を会社側に支払うよう求める。訴訟では違法行為の有無や、適切な経営判断をしたかどうかが問われる。2008年には、仕手集団の恐喝に応じ蛇の目シン工業(現ジャノメ)に損害を与えたとして、旧経営陣5人に約583億円の賠償命令が確定。11年に発覚したオリンパスの巨額損失隠しの訴訟では元会長らへの約594億円の賠償命令が後に確定した。

審は無罪だった。

主な争点は①巨大津波による事故を予見できたか②津波対策への経営判断は適切だったか③など。東電子会社は政府の地震調査研究推進本部が2002年に公表した地震予測「長期評価」に基づき、08年に福島第1原発に最大15・7メートルの津波が到達すると試算した。株主側は試算を踏まえ、直ちに津波対策をすべきだったと主張していた。

旧経営陣側は長期評価は信頼性を欠くと反論。試算を対策に取り入れるべきかの検討を土木学会へ依頼していた段階で事故が発生し、結果を待たずに対策を取る合理性はなかったとしていた。



東京電力福島第1原発事故を巡る株主代表訴訟の判決で、東京地裁に向かう原告ら13日午後、東京・霞が関